

平成 27 年度 第 2 回日田市特別職報酬等審議会
《審議会議事録（要点）》

●日 時 平成 28 年 2 月 5 日（金） 14：00～15：48

●会 場 市役所 5 階 501 会議室

●出席者

(1) 委 員	杉野 義光	委員	梅木 哲	委員	(職務代理)
	岩里 謙夫	委員（会長）	高山 英彦	委員	
	小野松 晋一	委員	河津 忠晴	委員	
	瀬戸 亨一郎	委員	中津留 富子	委員	
	井元 崇文	委員	伊藤 将友	委員	

(2) 事務局 総務課長 総務課主幹（総括） 職員係担当

1. 会長あいさつ

2. 本日の会議進行について

3. 第 1 回審議会の議事録の確認

4. 追加資料の説明

5. 報酬等改定に関する留意事項の説明

6. 審 議

<主な意見等>

会 長：それでは審議に入る。前向きに自由に意見をいただきたい。まずは市長、副市長、教育長の給料についてご意見をお願いする。

委 員：市長の退職金の規定、金額はいくらか。

事務局：退職手当の算定方法は、市長については現在の給料額 872,000 円に在職月数 48 ヶ月を掛けて、その額の 0.5 になる。金額的に条例どおりでいくと 4 年間で 20,928,000 円になる。退職手当にも 20% 独自カットを入れているので、実際に支給される金額は 16,742,400 円である。

委 員：前回の資料の P 3 で市長の給料額について、県内では佐伯市が 4 位で、日田市が 5 位になっているが、年収額でみると日田市より佐伯市の方が下回る。これは佐伯市が独自カットを行っていないからだと理解しているが、どのような理

由があるのか。

事務局：この金額は、独自カットの分は含めていない。条例上の金額で表示している。

この年収の差は、期末手当の月数は 2.95 月分で同じだが加算率に差がある。佐伯市は 15%、日田市は大分市、別府市、中津市と同じように 40% である。これが年収額の逆転の理由である。

委 員：退職金の基になる金額はカット後の金額かそれとも条例上の 872,000 円か。

事務局：872,000 円が基準になる。

委 員：市長の給料 872,000 円は決して高い金額ではない。この額は当然支給してもよいと思う。これに伴いカットの必要はないという意見である。退職金の額が相当かどうかということについては、通常の給料額と一緒に考察する必要があると思う。給料は日常の業務の対価と思っているが、退職金は市長の慰労金的因素が強いと思う。カット後の退職金 16,742,400 円は正当な額と思っている。

会 長：事務局の見解は何かあるか。

事務局：退職手当については 9 月の市議会定例会で減額率の条例を出した。カット後の金額は、県内では 8 番目程度の順位となっている。

委 員：今回の報酬審議会の答申を受けて新たに条例を制定する場合は、カットではなく、報酬額をきちんと決めるべきであり、カット条例は廃止し、新たに決められた条例の額を支給するという方針で臨むのがよいと思う。

委 員：国家公務員給料は東日本大震災の復興予算に関係してカットを行っていたが、元に戻ったのはいつからか。

事務局：国家公務員の一般職は、約 7 % カットが平成 24 年度・25 年度の 2 年間行われた。

委 員：地方公務員も連動するのか。

事務局：地方公務員も準じたカットを行うよう通知が総務省からあった。平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの 9 カ月間同様に国に準じてカットするように通知があったが、日田市においては、実際は平成 25 年 10 月から平成 26 年 6 月までの 9 カ月間、実際にカットを行った。カット率については各自治体によって異なる。

委 員：2 点について述べたい。まず 1 点目は、報酬は生活給とは違うので、市役所の一般職員の給料の動向とは比較できないと考えている。特別職にある者の仕事に対する知識、経験、責任において支払われるのが特別職の報酬であるので、これまでの報酬改定の経緯、県下 14 市の状況、また、全国類似都市との比較等を参考にした場合には、本市の特別職の報酬は特別、問題にするような高い位置にはないと理解している。もう 1 点は、市長、副市長、教育長の独自カットについては、県下 14 市のうち 9 市が独自カットを行っているが、これは、特別職にある方が地域社会の状況、地域経済、財政状況等を勘案しながら判断した上で配慮したものだと理解しているので、独自カットにこだわる必要はない

いと思う。以上2点の理由から、今後の行政の舵取り役に責任ある行動を期待したいという意味では、今回の改定については必要ない気がしている。

委 員：公務員は年功序列と終身雇用、確実に保証されている職種である。しかし、特別職は4年間の任期に過ぎない。次の選挙で落選したらただの人になる訳である。副市長、教育長も市長に任命された職であって、市長が代われば殆どがその地位を追われている。任期が4年しかないことも給料に反映させる要素になると思う。

会 長：事務局は何かないか。

事務局：特別職の報酬について文献から持ってくると、給料決定に当たって、明確に生計費が考慮されることとなっている一般職の給料と比較すると、特別職については職務の特殊性に着目して支給される職務給的性格が強いものであることが一般的な考え方である。

委 員：常勤の特別職は、事実上兼職が制限されている。市長が別の仕事をしているとか聞いたことがない。業務に専念しなければいけない。ここに議員と完全に違うところがある。

委 員：独自カットについては、カットしてはいけないという議論ならわかるが、市長本人がカットすると言っているわけだから、そのレベルの問題と考えないといけないのでないか。

委 員：今回、見送りでもよいのではないかという意見もあるが、上げるにしても下げるにしても見送りにしても、審議の中の結果であるので、給料のカットや加算についてはこの審議会で話すべきことではないと思う。まずは報酬の月額ということになれば、期末手当の加算などで年収は上がってくるという状況なので、この当たりで妥当かと思う。景気の動向及び財政の状況を考えると、財政指標もよくなってきており、職員給料とは照らし合わせなくてよいということであるが、なかなか一概には言えない状況である。別府市も人事院勧告のとおり2%程度を下げている。市長は多忙で責任も大変重い。こういう状況であるので今回の審議会では据え置くのもよいのではないかと思う。

委 員：カットされた金額を据え置くということか。

委 員：カット前の金額でよいとの考え方である。

委 員：その場合、改定になるのか。

事務局：改定の必要なしという答申が出るということになる。他市でもそういう答申はある。

委 員：退職金にも報酬審議会として意見を述べてよいのか。

事務局：原則退職手当については、直接審議の対象ではない。附帯意見として付けることはできる。

委 員：審議会で決まった額を最終的に市長がカットすべきとすれば、それは通るのか。

事務局：報酬審議会の答申は尊重されなければいけないということは国から示されているので、当然市長は尊重するわけであるが、独自カット等については、最終的には市長の判断になり、決定は議会になる。

委 員：別府市は下げている。景気の動向なのだろうか。

事務局：別府市の場合、2%下げている。これは給料の総合見直しということで一般職が平均2%引き下げられているということから下げている。

委 員：市長はもう少し上げていいと思う。少数意見として残してほしい。4年間で落選するかもしれない。議員も一緒だが。これぐらいの給料でよいのかという気がする。これは独自の見解である。

委 員：特別職の報酬は、他市との比較があるが、お互い算出基準がなく歴史の中で作ってきた基準だと思う。まちの規模、その他で、判断するしかなく、他に根拠が何もないというのが現状だと思う。この審議会というのは、どちらかというと、基準的なものをどこか決めざるを得ないから、誰かに決めてもらおうと、少し責任をこちらに押し付けられたイメージも無きにしも非ずというような気もしている。ただ、市の特別職だから基本的には、他市の市長が云々より、市民の所得水準は年々変化するわけだから、それにあわせるのが本来の原理原則であり、それに本来比例すべきと思う。退職金については別に意見はないが、市民感情からすると4年という期間、普通、退職金は30年40年が基準だが、4年でという金額になると、月で割ると約2年分になる。本当の意味で4年でやれる退職金の額として適當か、逆に言うと月々で割るとそれが上乗せされているのか、それはおかしいということになる。そのことを当然加味して考えざるを得ない点もある気がする。カットについては、本人が判断すべきものであり、私たちがとやかく言うことではないと思う。

委 員：退職金がある程度出れば、職務に専念できる。次の選挙のことも考えずに済むし、仕事を一生懸命やってくれるのではないか。ある程度退職金は出してもよいが、退職金は慰労的な要素なのであまり高くなると、2千万円は高い気がするが、カット後の1千500、600万円ぐらいはちょうどよい額と思う。選挙に落ちたら次の仕事は何をするのか、簡単に見つかるものでもない。元の職に戻る立場の人ならよいが、仕事を投げ打って選挙に出て、蓄えを選挙資金に費やしてしまったとか、辞めた後どうするかとか、ある程度生活の補償的な退職金も支給すべきだと思う。額があまり高くなるとそんなにもらっているのかということになる。

委 員：職務を一生懸命やって、任期中にはやり遂げられない、もう1期やらねばいかんという時を考えれば退職金も選挙資金として必要であり、この金額は妥当ではないだろうか。

委 員：872,000円が妥当かどうか難しい。

委 員：前回、この金額を決めるとき、相当議論されたんだろう。

委 員：議員には退職金が出るのか。

事務局：出ない。

委 員：一般市民で働いている人の賃金があまりにも安いから、80万円ももらうのか、退職金が2千万円もあるのか、単純にそういう話が出る。一般市民とは額が合わない。私たちが色々な人に話しかけて聞くと、すぐに高いという話になる。市長、特別職の仕事、任務が市民はそんなに分かっていないから、そこが難しいところである。私は市長がそういう声を聞きながら自分でカットしているのではないかと思うが、できるだけ自粛ということではなくて、正当な報酬として受け取るような額にするのがよいと思う。安いという人もいるし、高いという人もいる。議員はもらい過ぎという人もいる。非常に難しい。

委 員：前回 872,000 円に決めたときに相当論議したと思う。皆さんの意見を聞くと、もう少し上げた方がよいという意見もあるが、872,000 円がベースにならざるを得ないと思う。他団体の均衡から言ったら 5 番目。問題は景気の動向、財政状況だと思う。この 872,000 円を据え置きでいくのか、上げることは難しいと思うので、少しカットするのか、そこぐらいしかないと思う。

委 員：市議会で財政状況がよくないということで決まっている。市長が就任したときから財政状況はそんなに変わっていないから難しい。

委 員：財政指標については改善されている。実質公債比率は改善されているし、経常収支比率は 94.7 から 90.7 に大幅に改善されている。ただし人事院勧告で 2% 下がっている。判断が難しい。

委 員：人事院勧告で平成 27 年度は職員の給料はアップになったのではないか。

事務局：アップになったが、平成 27 年 4 月 1 日に給与制度の大幅な見直しがあり、ここで 2% の引き下げを行っている。給料表そのものが 2% 下がった。その後、8 月に出された人事院勧告では、国では 0.36% の引上げ改定が行われたので、給料表そのものは引上げ改定がなされている。前から比べると 2% 下がっているので、下がって上がったという状況である。

会 長：市長、副市長、教育長の給料については、いくつかの意見をいただいたが、引き続いて議長、副議長、議員の報酬について、意見をいただきたい。

委 員：市長等と議員の給料を決める上で最も重要な要素は、市長は常勤でほとんど兼職ができない、それで生活をしていかないといけない。議員は時間的拘束が常勤ではなく任意な活動ができ、その活動で兼職の禁止もあるが一定限度に限られている。かつ、議員はそれぞれ職業を持っており、それで収入も得ている。このような観点で考えると常勤の特別職とまったく次元が違う角度で議員報酬を考える必要がある。議員の報酬は 382,000 円だが、果たしてそれに見合う議員活動を行っているかどうか、現状を見ると私は疑問を持たざるを得ない。議員が何をするのか、日田市で議員立法と言われるものが何件ぐらい出ているのだろうか。議員が日田市の発展のために考えて切磋琢磨しているのかどうか、

それを反映する日常活動はどのような活動をしているのかということについては必ず疑問を持っているところだ。一般的にはこういう考えではないだろうか。そうするとこの議員報酬は高すぎると思う。減額してもよいのではないか。全国的に各種委員は月給制から日当制になってきている傾向がある。議員は報酬だから日当ということではないが、その要素も加味できる職務ではないか。

委 員：今の意見については気持ちの中にある。市長、副市長、教育長と違って議員は非常勤であるが、市長、副市長、教育長の報酬に対する考え方と基本的に同じ考え方である。議員の活動については、市民から議員にはもっと勉強してほしいという厳しい声があるのも事実である。議員活動を容易に行うためには相応の報酬は必要だと思う。兼業の話が出たが、議員が政治家としてのプロ意識を持って、もっと勉強してほしいというのは議員の質を向上しなさいということになる訳で、兼業しているようであれば、腰掛けて市議会議員でもしてみるかという気持ちになれば、市民が期待するだけの市議会議員としての活動は非常に厳しいのではないか。市民が期待するような質にはつながっていない気がする。仕事給であることを議員にしっかり受け止めていただいて、それなりの報酬は必要という気がする。平成 26 年 7 月に議員報酬を 1 万円削減した経緯もあるようなので、今回の改定は必要ない気がする。

委 員：議員立法は何回か行ったが、作るまでには至っていない。今の議員は殆ど兼業はしていないのでは。

委 員：兼業をしていないということは、議員報酬だけで生活をしているということなのか。

委 員：そういうことだと思う。年金がもらえるようになって議員になつても調整があるので年金は減らされる。議員報酬以外に余分な収入はないと思う。ただ、私が議員のときに反対したのは、月給として議員報酬をもらっているのに、審議会に出たら別に報酬ができるのはおかしいと言ってきた。それはまだ続いているようである。そういうものが議員報酬以外にある。一般市民の賃金状況がよくない中では、議員報酬はいいように聞こえるのが状況ではないかと思う。

委 員：政務活動費はいくらか。

事務局：年額 24 万円である。

委 員：議員報酬を議論するときにいつも問題になるのが、一人当たりの報酬と定数問題が必ずセットで議論される。市民からみると総人件費もしくは総報酬というのか、市民が負担すべき額もあるわけで、少数精銳でやっていただければ、それなりの報酬は支払われるし、逆に仕事内容さえあってくれれば市民も納得するわけである。議員定数と一人当たりの報酬額はセットで考えざるを得ない問題のような気がする。

委 員：今の議員の人数は何人か。

事務局：22 名である。前回の資料の P 5 に議員報酬に議員数を掛けた総額の順位も入れ

ている。参考にしてほしい。

委 員：議員は年間何日ぐらい時間的拘束を受けるのか。

事務局：平成 26 年中の数字であるが、会期日数は、定例会が 95 日、臨時会が 2 日。これは会期の日数であり、実際に本会議が開催されている日数は、定例会が 25 日、臨時会が 2 日。当然定例会期間中には常任委員会や議会運営委員会などがある。常任委員会だけで 54 日ある。会期中約 80 日ぐらいが実際に来られている日数である。後は会期と会期の間にそれぞれの常任委員会の協議会や研修会、独自の議会活動がある。

委 員：地域で要望事項が発生すれば、現場に足を運んで調査したりするような時間は含まれていない。このような時間もある。

委 員：自主学習的なものに行くなど、いろいろあると思う。

委 員：平成 26 年 7 月に議員提案で 1 万円削減しているが、これは提案だけで条例は関係ないのか。

事務局：条例改正提案が議員から出され、独自カットではなく、報酬額を条例上改正して引き下げを行ったということである。

委 員：改正したのは現議員か。

事務局：前議員である。

委 員：市議会定例会で特別職の給料の減額について意見があったということだが議会の提言・意見はどういう流れになっているのか。

委 員：報酬審議会で報酬は決まるわけだが、カット率が 30%から 15%になったことを本会議場で議論した訳だ。これは市長の裁量でカットを行ったのに、これを本会議場で議論するのはおかしいなという気がしていた。カット率が 30%から 15%になったから報酬が高くなつた、実際にはそうかもしれないが、独自カットについては市長、副市長、教育長が独自でカットを申し出てカットするわけだから、本会議場で議論する内容なのか、という気がした。

委 員：議員報酬が削減されたのは、1 万円削減した 1 回だけか。

委 員：平成 26 年の 1 回だけである。

委 員：年間 600 万円に見合う活動をしているのかどうか、この評価、どうだろうか。私はなかなかその評価はできない。

委 員：評価基準みたいなものがないと難しい。

委 員：報酬を考えるときに、定数 22 名がよいのかどうかということも一緒になつてしまつ。審議は報酬の件だから定数までは踏み込めない。このことが引っかかる。

委 員：定数が下がれば、議員はそれだけの活動をしなければならない。定数が下がれば報酬は上げてしかるべきだと思う。それだけの活動をして、市及び市民に対して、報酬額に見合う行為、行動、活動を行つてはいるかどうかという判断になる。

- 委 員：議員活動を一生懸命行っているとしたら、この報酬は、月額で生活するとしたら市民に近い額だし、議員活動するためには必要な額だと思う。
- 委 員：安いと思う人もいるし、ばらつきがあって何もしていない議員にこれだけ払うのかということもあるが、画一的に決めないとしようがない。最終的には議員報酬は1割ぐらいカットしてもよいと思う。
- 委 員：議員枠で出ている審議会で、手当が支給されていることを初めて聞いた。これは市民の常識で考えると、考えられないことだ。議員の報酬で当然であるべきである。
- 委 員：議論したが反対する人もいて議員の中ではできなかった。
- 委 員：議員の中で決められないなら、この審議会がもしそれを機能できるものであればよいが。
- 委 員：ここで決められるのか。
- 委 員：委員に対する日当は払わないといけないようになっているのではないか。
- 事務局：非常勤特別職ということで条例ですべて規定されているので、条例に基づいて支給している。
- 委 員：通常の議員活動とは別という考え方で、議員であっても払わなくてはいけないということになっているわけか。
- 事務局：今はそういう形になっている。
- 委 員：条例改正をすればよいのか。
- 事務局：法的に必ず払わなければならぬ云々はなかったと思う。
- 委 員：議員の枠、肩書きで出ているわけか。
- 事務局：通常は議会から推薦していただいているので、議員ということで出ていただいている。
- 委 員：市長はカットしてきたが、議員は1万円の削減を1回行つただけだが、何か特別なことがあるのか。市長が15%カットなら半分の8%ぐらいカットするとか、議員間において議論はなかつたのか。
- 会 長：事務局、1万円のカットについて中身はわかるか。
- 事務局：今まで特別職と議員は連動して、同じ時期に同じように引上げ、引下げを行ってきた。独自にカットしたのは初めてだと思う。職員給与に連れて、その都度議員が条例提案するということではなく、これまで報酬審議会でそれぞれ改定してきた。これが本来の流れだと思う。
- 委 員：議員の報酬については非常に難しい。定数を下げてきている中で、選ばれてきている。報酬も1万円を高いか安いか分からないが自ら削減している状況でもあるので、今回はこのままいくのがよい気がしている。中身はいろいろあるかもしれないが、今の報酬体系からしたらこのままいくのがよい。ただ、問題は、特別職も同じだが、報酬審議会が開かれなかつたことが1番大きな問題だと思う。今後2年なら2年に1回は必ず据え置きだろうが開いて、議論すべきであ

る。

委 員：報酬審議会では2年に1回は開催しないといけないとかあるのか。

事務局：定期開催については回数云々の規定はない。

委 員：今まで2年に1回開催してきた経緯があるのか。

事務局：平成18年以前には2年おきに開催してきていた。

委 員：大きなカットをしているので、これ以上やる必要があるのかということがあつて、開催してなかったのではないかと思う。

委 員：そのカットが適正かどうかを審査する場が本来必要ではなかつたのか。カットしているから審議会を開かなくてよいはおかしいと思う。

委 員：例えば報酬審議会が、議員報酬10%カットという答申を出したら、議会は喧々諤々で、議論が活発になるのではないか。

委 員：活性化になると思う。

委 員：カットということになると、何を言っているんだということになり、審議に対してもアピールする力も出てくるのではないか。さっきも言ったが私は議員報酬は高いと思う。10%ぐらいカットしてもしかるべきではないか。

会 長：それでは、いろいろ貴重なご意見をいただいたので、意見の整理をしたい。事務局に論点整理をお願いする。

事務局：考えられる案は、引上げ、据え置き、引下げの3点になると思う。分かりやすくペーパーを配ってそれを見ながら議論していただきたい。

事務局：特別職について、引上げるときはどういうところを考えればよいのか、据え置きは特になくそのまま据え置き、引下げの場合は、どういうところを根拠に考えればよいのか、考えられる案を示したものである。議員報酬についてはこちらから示すものはないので、当初説明した他団体との比較や特別職報酬との水準などを観点に考えていただければと思う。また、答申の附帯意見として審議会側からこういったこともというご意見があれば、附帯意見を付けられるので、先ほど議論になった報酬審議会の定期開催についての意見や報酬審議会の答申は尊重すべきとかそういう意見は付けられると思っている。

会 長：答申のたたき台のようなものを示してもらった。どの案をこの会として採用するか。附帯意見に審議会の定期開催を付けることはよいと思う。今回のように10年間も、放任ではないが、2年か4年に1回はやはりこういう会議を持って意見を調整しながら、市民の納得のいくようなものが出来ればよいと思う。

委 員：2年から4年よりは、平成18年以前は2年に1回、開催されていたのであれば、2年に1回にした方がよいのではないか。

事務局：それは委員の皆さんのお意見でよろしいかと思う。

委 員：報酬審議会で答申を出すということになったのは、議員のお手盛りという要素はないのか。

事務局：文献等の中では、いわゆるお手盛りの報酬改定、特に引上であるが、これを規

制する意味合いで、審議会を設置しなさいと、当時の自治省からの通達に基づいて各市作っているものである。

委 員：非常勤で会議があるたびにもらう報酬や教育委員、農業委員等の報酬も一緒に考えた方が、限られた人の報酬を上げるとか下げるとか言うよりも、それらも含めて考えた方がよいような気がする。

委 員：日当の報酬のことか。

事務局：月額の方もいるし、日当の方もいる。いろいろな委員会があり、その委員会に応じて支給の仕方は異なっている。

委 員：日当ではなく、月で手当が支給されるところがあるのか。

事務局：教育委員や監査委員など、自治法の中で定められた外部委員会の委員は月額になるものが多い。

委 員：上げる場合は、消費者物価の上昇率の2.5%になるのか。

事務局：引上げる場合の基準として考えられるのが、物価上昇率ぐらいであるので2.5%ぐらいにと思っている。これに必ず準拠しなければいけないわけではない。

委 員：下げる場合、職員の平成18年度以降の改定率に準じた場合とすると率はどのくらいか。

事務局：△2.14%である。

委 員：附帯意見に少数意見を書くことはあるのか。

事務局：附帯意見は審議会一致の意見を入れていただきたい。当然、議事録の中で公表はしていく。答申については審議会でまとまった意見を書かせていただきたい。

委 員：多数決で決めていいのか。

事務局：できれば全会一致で決めていただくのがありがたい。

委 員：議員と特別職はセットで考えないといけないのか。一方は下げた、一方は据え置いた、一方は上げたではバランスが取れないのではないか。

委 員：全体的に引上げることにはならないと思う。一応現行以下、引き下げれば、引下げ率しか考えられない。

委 員：特別職は10%上げてもよいと思う。議員は10%カットでもよいのかなと思う。

委 員：市長が15%下げているから、いくらか下げて改定した方がよいのではないか。

委 員：市長はそれなりの給料、それなりの経済的な裏付けがないと、堂々とどこに行っても物が言えない。品のよいネクタイを付けるかぐらいの気概を持った市長であってほしい。

委 員：総務省と会ったときにそれなりのスーツを着てもらいたい。市民のトップリーダーということもあるので、それなりの報酬をもらう必要があるのではないか。

委 員：市長は象徴的な存在もある。

委 員：市長は個人ではなく、日田市の市長として見られる。

委 員：次回でまとめるしかないのではないか。

会 長：できれば本日、方向性だけを決めていただいて、次は答申書の内容説明をし、

意見を最終的にいただくということになればありがたい。意見がまとまらなければ、もう1回このような審議の場を設ける。

- 委 員：方向性は、全体の意見として、引上げ、据え置き、引下げのどれかに決めればいいのか。
- 委 員：審議会の中で一つの方向性として、一般職員の給料の改定率に準じて2.14%の引下げの答申。そして答申の中に、強制力はないが自主カットについては、自粛するような内容を入れることでよいのではないか。
- 委 員：話を伺う限り、全会一致というのはちょっと厳しい気がするので、多数決の原則でいくのか、もう1回、審議会を開くか、次も同じような内容と思えば、今日、判断したらどうだろうか。
- 委 員：むしろ全会一致よりも多数をもつての方が、反対もあったのだという気持ちにならないだろうか。
- 委 員：多数決でもよいのではないか。
- 委 員：皆さんに個人的な意見を聞きますか。
- 委 員：特別職10%給料を上げてもよし。議員10%カット。こういう答申を私は行ってほしい。
- 会 長：ここで採決してよろしいですか。
- 委 員：皆さんの意見を聞いたらどうか。
- 会 長：それでは、委員、お一人おひとりの最終意見を聞く。
- 委 員：特別職の給料改定と議員報酬の改定について、いずれも据え置き。
- 委 員：現行のままでも良いが、市長が15%カットを決めている状況を見たときに基本的に据え置きのままでよいのかということがあるので、10%カット、議員は据え置き。市長が具体的に独自カットを行っているので、これを取り上げない訳にはいかない。
- 委 員：特別職については、現状のままでよい。議員については考慮する。気持ちは下げてほしいのが正直な気持ち。
- 委 員：特別職の給料は据え置き、議員報酬についても据え置き。10年前と比較して財政指標はよくなってきているが、そこまで変わっていないということから、10年前にこの金額が妥当と判断しているのであれば、この金額が今の状況でも妥当ではないのかと考える。
- 委 員：特別職についても議員報酬についても据え置き。附帯意見に付けるように報酬審議会をきちんと開催し、その上で、退職金、加算率についても議論できればと思う。
- 委 員：特別職は10%カット、議員報酬も10%カット。
- 委 員：特別職については引下げ。引下げ率については先ほど話したとおり一般職員の給料の改定率が△2.14%なので2%前後の引下げ。議員報酬もその程度の引下げ。強制力はないが独自カットについては、あまりカットしないような形にし

ていただければよい。

委 員：特別職も議員も据え置き。

委 員：特別職 10%アップ、議員 10%以下のカット。

会 長：事務局、結果の報告をお願いする。

事務局：特別職について、引上げが1人 据え置きが5人 引下げが3人。

議員については、引上げが0人 据え置きが5人 引下げが4人。以上です。

会 長：据え置きが意見多数なので、諮問に対する答申は据え置きと決定した。

事務局：附帯意見について、何かあればお聞きしたい。

会 長：さきほど話が出た、報酬審議会を2年に1回開催する。もう1点は報酬審議会の答申を尊重する。その他にないか。

委 員：先ほど言った農業委員や教育委員などの委員についても審議会で議論するような意見は付けられないか。

事務局：非常勤特別職もこの審議会に関連はあるが、委員会については諮問内容に入っていないので、今回の答申には入れられない。当然会議録の中にはこういう意見があったということは公開で出せる。

委 員：据え置くことに決まったが、市長がよしと判断すれば、条例改正が提案されるのか、それとも 15%カットの条例を廃止するのか、どうなるのか。またその時期といつから正規な額になるのか。

事務局：据え置きという答申が出るので、報酬条例そのものは改正がない。カット条例は、附帯意見がでれば市長がそれを見ながら判断することになる。

委 員：答申を受けて市長がカットをやめると判断した場合は、いつ議会に提案し、いつから 872,000 円に戻るのか。

事務局：3月議会に廃止条例を出すのか、カット率の改正を提案するのか、カットの最終日時を繰り上げるのか、そういう提案の仕方になると思う。

委 員：仮にそうなれば4月から 872,000 円をもらうことになるのか。

事務局：カット条例を廃止すればそのようになる。

委 員：出すか出さないかは市長の判断か。

事務局：特例条例は市長の判断。報酬条例は改正しないことが答申を受けた後の結果ということになる。

委 員：この審議会は無駄ではない。これだけ2日間掛けて議論してきて、結果として据え置きになんでも審議の過程がある。

会 長：その他、意見はないか。

委 員：答申で 872,000 円に決まったが、15%カットの特例条例は市長の意向であるということだが廃止する方がよい気がする。

会 長：たくさんの貴重な意見、積極的な意見ありがとうございました。答申書の作成については事務局に一任します。

会 長：次の審議会で、答申書の協議を行います。

7. 次回開催日時の確認

会長：次回は、当初の予定通り最後の審議会を2月9日に開きます。本日はこれで散会します。

8. 閉会

15:48 終了

※本議事録は、事務局職員の要点筆記によるものであり、発言の一部については、委員の発言趣旨をそこなわない範囲で、表現の変更、また、不足している語句の補足など必要な加筆を行っております。